令和８年（フ）第７１号
新潟県三条市大沢472番地
債務者　長谷川政之
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第１６０号
三重県鈴鹿市下箕田三丁目15番10号　エスポワール　101号室
債務者　川野　正和
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７９号
三重県鈴鹿市国府町7755番地の７　Ｂ＆Ｍ北山303
債務者　川口　和久
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５５号
福岡県行橋市北泉２丁目27番３号　レジデンス北泉Ａ202号室
債務者　伊藤　蒼空
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５７号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営住宅幸町団地13棟1334号）
債務者　高橋　涼太
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第６１号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営住宅幸町団地16棟304号）
債務者　笹木那々海（旧姓木村）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
鹿児島市西田１丁目６番地９　コガネビル201号
債務者　藤田　正敏
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第９４号
栃木県佐野市多田町1148番地３
債務者　原田まり子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第２２６号
金沢市金石東２丁目９―17、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字宮坂一字１番地７（従前の住所）石川県加賀市桑原町イ79番地
債務者　北岡　砂織
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５０号
仙台市宮城野区大梶12番41―205号
債務者　渡部　映愛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７８４号
仙台市太白区東中田４丁目18番３号　Ｓヒルコート105
債務者　田中　淳子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７９８号
宮城県黒川郡大衡村大森字鎌砥裏21番地
債務者　上遠野和香子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１８号
仙台市泉区歩坂町57番１号　アクティブパレス百合ケ丘Ｂ５棟８、従前の住所宮城県加美郡加美町字町裏505番地１　スズキハイツ３号
債務者　早坂　安男
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３４３号
静岡市葵区千代田６丁目３番24号
債務者　成田　和弘
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７４号
静岡県島田市中溝４丁目７番の10　サンヒルズヤマセ　302号室
債務者　金子　有希
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６号
静岡県富士市松岡194番地の１　ミレニアム202号、前住所神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目７番４号　エクシード湘南Ｂ101号
債務者　大沢　竜太
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２４２８号
大阪府東大阪市渋川町１―９―10　フレーシア布施107号、住民票上の住所大阪府東大阪市客坊町１番22号　ラメゾン客坊町　Ａ202
債務者　宗石ちなみ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部